

建管第330号
令和5年(2023年)6月16日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について(通知)

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、この度、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙のとおり次の新型コロナウイルス感染症対応関連通知を廃止する旨、通知があり、これに関連する北海道の通知につきましても国の通知の廃止日をもって廃止することとしましたので、併せてお知らせします。

つきましては、貴団体の建設業者に対し、周知いただきますよう御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 廃止された国の通知

(1)「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」

(令和2年2月28日付け国土建第482号 国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

(2)「新型コロナウイルス感染症による建設業の許可等の取扱いについて」

(令和2年5月29日付け国土建第39号 国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

2 廃止した北海道の通知

(1)「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」

(令和2年3月2日付け建管第1791号 建設部長)

(2)「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて」

(令和2年6月5日付け建管第323号 建設部長)

3 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)